

平成20年 7月 30日
東日本高速道路株式会社
関 東 支 社

圏央道-横浜環状南線に係るボーリング工事差止請求訴訟 の地裁の判決について

本日、横浜地方裁判所において、東日本高速道路株式会社横浜工事事務所が圏央道-横浜環状南線の通過する庄戸地区で実施中の地質調査に係るボーリング工事差止請求訴訟の判決がありました。

この判決については、これまでの東日本高速道路株式会社の主張を認めていただいたものと考えております。

首都圏3環状の一翼を担う圏央道は、首都圏の環境改善、渋滞緩和等に資する重要な道路として、多くの地域住民の皆さま・自治体等から早期開通を熱望されており、未開通区間の一日も早い開通を目指して引き続き事業を推進してまいります。